



最大5千円お得になる マイナポイントの付与が始まります

総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

マイナポイント事業はマイナンバーカードを活用したキャッシュレス決済による消費活性化事業です。利用にはマイナンバーカードの取得とマイナポイントの予約、申し込みが必要です。

マイナポイントの概要

- 対象者
マイナンバーカードを取得している人(全年齢対象)
- 還元率 25%
(1人当たりの上限5千円)
- 申込期間
7月1日(水)～令和3年3月末日
- 利用期間
9月1日(火)～令和3年3月末日

利用のための4つのステップ

- 1 マイナンバーカードの取得
マイナンバーカードの取得は町民課で行えます。申請から交付までに最大2カ月かかる場合がありますので早めの申請をお願いします。
- 2 マイナポイントの予約設定
予約方法は町ホームページをご覧ください。
- 3 マイナポイント申し込み(7月開始)
キャッシュレス決済サービス(○ペイ、クレジットカードなど)



町ホームページ

を選択してください。決済サービスによっては事前登録が必要な場合がありますので、くわしくはマイナンバー総合フリーダイヤルに事前にお問い合わせください。
※一度、紐付けたキャッシュレス決済サービスの変更はできませんので、ご注意ください。

- 4 チャージまたは事前購入(9月開始)
選択した決済手段にチャージや前払い、決済を行ったとき、1人当たり利用金額の25%分のポイント(上限5千円分)が付与されます。ポイント付与の時期は決済サービスによって異なります。

- 問い合わせ
1 マイナンバーカードに関すること全般について
☎0120(95)0178

- 2 マイナポイントの作成やマイナンバーカード交付時に設定した4桁の暗証番号のパスワードなどについて
☎(232)4914

※音声ガイダンスに従い「5番」を選択してください。



明るく住みよい社会を目指す 社会を明るくする運動と青少年健全育成町民会議

総務課 総務法制係 ☎(232)2111
中央公民館 ☎(232)2116

町では、各団体などと協力して、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築き、併せて、青少年の健全育成の活動を全町民へ広げるための取り組みを進めています。

犯罪や非行をした人たちの更生と青少年の健全な育成を目指して

- 社会を明るくする運動
社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。
- 保護司
犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援しています。

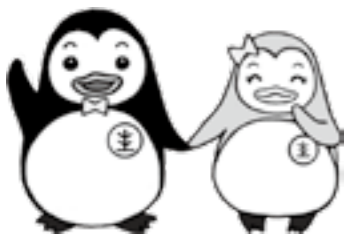
更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や、犯罪をした人や非行をした少年の改善更生に協力するボランティア団体です。

青少年健全育成町民会議

町青少年健全育成町民会議は、次世代を担う青少年の健全な育成を目的として、町や各団体が協力して設立されました。昭和56年の設立以来、「あいさつ運動」「パトロール」「研修会」「親子のふれあい講座」などを行っています。

更生保護のマスコットキャラクター



更生ペンギンの
ホゴちゃん サラちゃん

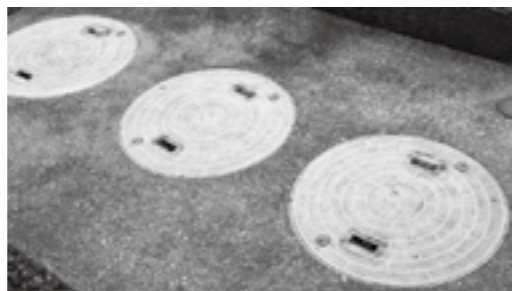
人権のまち菊陽フェスタ

- 日時 9月5日(土) 午後1時30分～3時30分
(開場 午後1時)
- 場所 菊陽町図書館ホール
- 内容
ハンセン病に関するビデオ上映、講演会
演題：「ハンセン病にまつわる人権」
講師：中 修一さん(国立療養所菊池恵楓園退所者、ひまわりの会会長)
国が行った、誤った絶対隔離政策は、ハンセン病患者やその家族への偏見や差別を生み出してきました。新型コロナウイルス感染症にも共通する、未知の病を過剰に恐れ、排除することの不条理さを当事者の体験から学んでみませんか。
- 入場料 無料(最大250人)
- 注意事項
感染拡大防止対策を十分行いながら開催しますが、来場者は、マスクの着用をお願いします。
発熱などの症状のある人のご来場はご遠慮ください。
新型コロナウイルス感染症の状況次第では、中止の可能性あります。
- 問い合わせ
人権教育・啓発課 ☎(232)2113

長期間使用しない浄化槽は浄化槽の使用休止届出で検査が免除できます

浄化槽法が改正され、長期間使用しない浄化槽は、決められた内容の清掃を行い、町に「浄化槽の使用休止届出」を行うことで、浄化槽の清掃、保守点検と県の定期検査(いわゆる11条検査)が免除されます。

ただし再開に当たっては、必ず町と、清掃・保守点検業者にご連絡ください。浄化槽の再開に向けた適切な処置を行わないと、し尿やその他の生活雑排水が処理されないまま放流されてしまい、近隣に多大な迷惑をかけることになるります。



■問い合わせ
環境生活課 環境係 ☎(232)2114

利用イメージ



※マイナポイント予約・申し込みの支援は総合政策課で行っています。